

## 第2回社会教育委員会議事録（議事要旨）

1 **開催日時** 平成19年7月19日（木）午後2時8分～3時40分

2 **開催場所** 浦安市文化会館 3階 中会議室

### 3 **出席者**

#### （委員）

舟田委員長、梅澤副委員長、山本委員、宇田川委員、森委員、安藤委員、津矢田委員、田中委員、下田委員

#### （事務局）

教育長、生涯学習部長、同次長、生涯学習課長、同主幹、同課長補佐、市民スポーツ課長、富岡公民館長、日の出公民館長、中央図書館長、視聴覚ライブラリー館長、郷土博物館長、青少年センター所長、生涯学習係

### 4 **議 題**

#### （1）正・副委員長の選出

#### （2）前回会議内容の確認

#### （3）協議事項

1）平成19年度 社会教育関係団体の認定について（4件）

#### （4）報告事項

1）社会教育関係団体の解散の報告について  
2）みんなのスポーツの集いの結果報告について

#### （5）その他

1）葛南地方社会教育連絡協議会研修視察について  
2）次回会議日程について

### 5 **議事の概要**

#### （1）正・副委員長の選出

改選後、初めての会議のため、正・副委員長の選出を行った。

#### （2）前回会議内容の確認

平成19年度第1回社会教育委員会議の議事録について、事務局より報告を行った。

#### （3）協議事項

1）平成19年度 社会教育関係団体の認定について（4件）

松 風 吟 詠 会	承 認
よさこいソーランさくら組	承 認
明海の丘公園クラブ	保 留
浦安市立明海小学校PTA	承 認

#### （4）報告事項

1）社会教育関係団体の解散の報告について  
生涯学習課長より報告した。  
2）みんなのスポーツの集いの結果報告について  
市民スポーツ課長より報告した。

#### （5）その他

1）葛南地方社会教育連絡協議会研修視察について  
事務局より説明した。

2) 次回会議日程について

次回の会議は、平成19年9月20日の開催予定。

6 会議経過

※開会前に、委嘱状の交付及び自己紹介を行った。

(1) 正・副委員長の選出

改選後、初めての会議のため、正・副委員長の選出を行った。

選出に当たっては、浦安市社会教育委員会議規則第2条第2項の規定により委員の互選の結果、委員長に舟田委員、副委員長に梅澤委員が決定した。

(2) 前回会議内容の確認

前回開催の第1回社会教育委員会議の議事録について、事務局より報告を行った。

(3) 協議事項

1) 平成19年度 社会教育関係団体の認定について(4件)

認定の申請があった4団体について、団体の概要を生涯学習課長より説明した。

その際に表明された質問及び意見は、次のとおりである。

《松風吟詠会》

(質問) 認定される前後でどのような違いがあるのか。

(回答) 公民館使用料の減免や教育委員会バスの利用が可能になる。しかし、社会教育関係団体の認定は活動に対する援助が主な目的ではない。

(質問) 前回の会議で一旦取り下げたが、今回の会議に上程した経緯をお聞きしたい。

(回答) 日の出公民館を拠点に活動している「潮風吟詠会」と、松風吟詠会の会員がほとんど同じであることが判明したため、前回取り下げをした。団体へ確認した結果、潮風吟詠会では活動がされていない状況であり、解散したとのことであったため、今回再度審議をお願いしているものである。

(質問) 公民館を利用する団体が増えても、活動できる状況なのか。

(回答) 予約は難しい状況にある。

《よさこいソーランさくら組》

(質問) 事業費の使途についてお聞きしたい。

(回答) 各種事業を行う際の飲料代や、衣装製作にかかる費用である。

(質問) 会場使用料の単価が高いが、会場はどこを使用しているのか。

(回答) 文化会館である。

(質問) 認定されると文化会館使用料はどのぐらい減免されるのか。

(回答) 半額になる。

《明海の丘公園クラブ》

(質問) 子どもの健全育成活動を行っているが、対象とする年代についてお聞きしたい。

(回答) 特に年齢は特定していない。

(質問) 前年度と比較し収入額にかなりの差が生じているが、何か理由はあるのか。

(回答) 18年度収入が多い理由は、市制施行25周年記念事業としてニコニコ屋台村を出店した際の売り上げによるものである。

(質問) 収入のうち、会費を除いた収入源は協賛金や補助金となるが、このような財政基盤をどのように考えているのか。

- (回答) 団体の目的に賛同した公園周辺の自治会等が協賛会員として加入している。市民活動補助金は、団体の事業に対し単年度で交付されたものである。
- (回答) 市民参加の公園作りを目的に、公園の建設段階から市民が参画し公園作りを進めてきた。維持管理の面でも里親制度を取り入れたことにより団体が発足された。  
会費収入をもって事業を実施するよりは、公園を活用し地域としての活動を発展させていくため、現状では会費の割合は少額な状況である。
- (回答) 自治会の3団体が協賛会員として参加し、恒常的な収入であると確認している。
- (質問) 会員は、公園の建設段階から参画した方と理解してよいか。
- (回答) 多くは明海地区に在住の方で、学校関係者もいる。また、この団体の活動に賛同している明海地区以外の方もいる。
- (質問) 講師謝礼金は、どのようなものに使われたものか。
- (回答) ラジオ体操や中国健康体操の際に、講師謝礼として支出している。
- (質問) 今後も、講師謝礼は発生するのか。
- (回答) 可能性はある。
- (質問) 市民活動補助金は毎年交付されるのか。
- (回答) 毎年公募制により決定しているもので、年度中の事業に対して交付される。
- (質問) 里親制度については、市からの援助はあるのか。
- (回答) 補助金の交付ではなく、活動に必要な資材や道具を現物支給により援助している。
- (質問) 純粋な収入は35,000円であり、財政的に弱いと考えるが、市からの援助はないのか。
- (回答) 団体の活動は、里親制度として公園を活用したさまざまな活動が基本にあり、併せて社会教育活動も行っている。里親制度も発展段階にあり、どのような仕組みになるかは検討の余地がある。  
財政基盤については流動性があると考えますが、公園を通じた活動として市が推進しているという状況にある。
- (回答) 会費収入のほか、事業を行う際に参加者から参加費を徴収し活動している。
- (質問) 市民参加による公園作りを目的とした団体が今後も設立されてくるが、社会教育関係団体の認定を受けるメリットはあるのか。今まで認定してきた団体と性質が異なるか。
- (回答) 里親制度が社会教育関係団体とは一概に言えない。公園を活用した活動には、学校支援や生涯学習活動、青少年の健全育成などもある。活動の実態を見れば、十分社会教育を担っている団体である。活動内容が社会教育活動に当たるのかどうか、実態を吟味する必要がある。
- (質問) 活動内容や目的も、社会教育活動としては理解できる。しかし、社会教育の本来の目的は、会費の徴収により団体を運営し、自ら学ぶことにある。この団体が他の団体と異なるのは、活動をすることで収入を得ているところである。
- (回答) 収入を得た活動は、18年度に市制施行25周年の事業に参加したときの売り上げのみである。
- (意見) 昨年度「浦安三番瀬を大切に作る会」と「浦安水辺の会」が社会教育関係団体の認定を申請してきたが、最終的には不承認であった。今

回の例もこれら団体に類している。収入を得ると活動費が豊かになりさらに活動できる。しかし社会教育関係団体に認定されると経費的な面で制約を受ける。それでも申請するのが理解できない。

(回答) 浦安三番瀬を大切にすることは、三番瀬を清掃することが主な目的であり、活動に賛同した企業からの協賛金で団体運営が成り立っていた。この団体の予算内容とは異なる。

(意見) 通常社会教育関係団体は、会員の会費により団体を運営し、技術を得たり教養を高めたりしているが、この団体は自治会の延長のような非常に幅広い活動をしている。

(意見) 20年度に補助金の交付がなかった場合、会費収入のみで運営が成り立つのか。2年先までの予算案を提示し、本当に団体運営ができるか確認したい。

(意見) 活動に伴い収益を得ることが心配である。もし収益がなくなるときに、本来の目的が達成できるかを確認したい。

(意見) 社会教育関係団体に認定すると活動が制約される。社会活動団体という意識で現在の活動を続けたほうが、活動をさらに広められる。あえて制約のある社会教育関係団体へ申請することが理解できない。

(質問) 弁天ふれあいの森公園は認定団体になっているか。

(回答) 里親制度の延長で、活動している内容が若干異なる。子どもたちに関わった活動では、学校との地域連携、学校の体験学習への協力など、明海の丘公園クラブは広範囲に行っている。

(回答) 社会教育関係団体として認定された際のメリットは、社会教育団体としての位置づけが欲しいという理由にある。予算面では会費が少額であるが、協賛会員からの会費のほか、事業ごとに参加費を徴収している。収入を得ることは、他の社会教育関係団体、例えば子ども会組織でも見られる。

(意見) 公園は公共的な場所であるので、専有されると公共性を損なう。この団体は、公園を専有して活動を行っているのか。

(回答) 公園の自由使用の範疇となる行事もあるが、活動によっては専有使用に当たる。専有使用を認めるときには、公共性、公益性があるか否かがひとつの判断材料になる。社会教育関係団体が社会教育活動として行っているのであれば、公園管理側としては許可しやすい。

この団体は、社会教育関係団体の認定を受けることにより活動がしやすくなるのが、申請した理由と考える。

(委員長) では、委員の意見をまとめる。

① 会計の継続性をみるため、2～3年の見通しを立てること。

② 活動により収入を得ることはいないか確認すること。

③ 社会教育関係団体になると制約される場合があるが、それでもよいか確認すること。

④ 本来の目的、ねらいを説明すること。

⑤ 現状の活動に対し、社会教育関係団体への優遇措置の適用がないが、それでよいか確認すること。

⑥ 団体の活動が公園の専有化にはならないか確認すること。

以上を団体に確認し、次回会議で再度意見をいただく。

(執行部) 事業収入を得ることが社会教育関係団体にとっては不適合要素なのか、それとも許容範囲であれば認めるのか明確にして欲しい。

(委員) 必要経費であれば可能であり、それ以上に残があれば利益団体と解

積する。公民館等の公共施設では、収益を上げる団体には貸出を制限していると思うので、それに該当してこないか。

(回答) 事業の目的のために収益を得ること自体は、活動の範囲として認められる。

(回答) 社会教育活動を目的とするのであれば、会則に明記するよう団体に申し入れた。また会則の補足をしてまで、認定を受けたいという意思が示されているので、優遇措置云々についての質問にはすでに回答がなされているものと理解している。

(回答) 会則における会の目的と活動内容については、社会教育活動としての事項を追加することが役員会で了承されている。

(意見) 他の団体と異なるのは、会費収入が少なく、不安定な財政基盤である。社会教育関係団体として会員が確定し、中核的なメンバーが存在し、会費収入で永続的な活動がなされることが必要である。

《浦安市立明海小学校PTA》質問及び意見なし

#### (4) 報告事項

##### 1) 社会教育関係団体の解散の報告について

平成19年6月26日に潮風吟詠会(認定番号431)から解散届が提出された件について、生涯学習課長より報告した。

##### 2) みんなのスポーツの集いの結果報告について

6月9日に運動公園で開催した「みんなのスポーツの集い」について、市民スポーツ課長より報告した。

その際に表明された質問及び意見は、次のとおりである。

(質問) 参加者数は例年と比較していかがか。

(回答) 昨年度は日曜に開催していたこと、また翌日のチャリティーウォークの開催のため、昨年度よりも参加者が若干減少している。

#### (5) その他

##### 1) 葛南地方社会教育連絡協議会研修視察について

10月3日(水)に船橋市アンデルセン公園で開催される、第24回全国都市緑化ふなばしフェアを視察する。

##### 2) 次回会議日程について

次回の会議は、平成19年9月20日午後2時から開催する予定である。

以 上